



第202400044136号
令和6年5月14日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 鈴木 由香利
(公印省略)

「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正
について (協議)

このことについて、別紙のとおり「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱
方針」を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。

担 当：漁業調整課漁業調整担当
本田
電 話：0857-26-7318
ファクシミリ：0857-26-8131

とびうお船びき網漁業の新設について

1 背景

とびうお漁は、主にまき網漁業により営まれてきたが、まき網漁業には一定の従業者数が必要であること等から、減少の一途をたどり、令和 3 年には、浜村、青谷、赤碕地区で各 1 か統が稼働するにとどまっていた。

令和 4 年に、赤碕町漁協より、とびうおまき網漁業の船員減少に伴い、同組合の 1 か統が、当面着業しない方針であるが、「とびうお」は同組合が存する琴浦町のさかなであり、地域加工業や特産品、観光業を支える重要な水産資源なため、少人数でもできる漁法を開発し、地元産とびうお漁獲量の安定的な確保を図るとともに、沿岸漁業においては、長引く燃油高騰、水産資源の低迷により厳しい漁家経営を余儀なくされていることから、管下組合員の経営安定に資することを目的とし、船びき網漁業によるとびうおの採捕について相談があった。

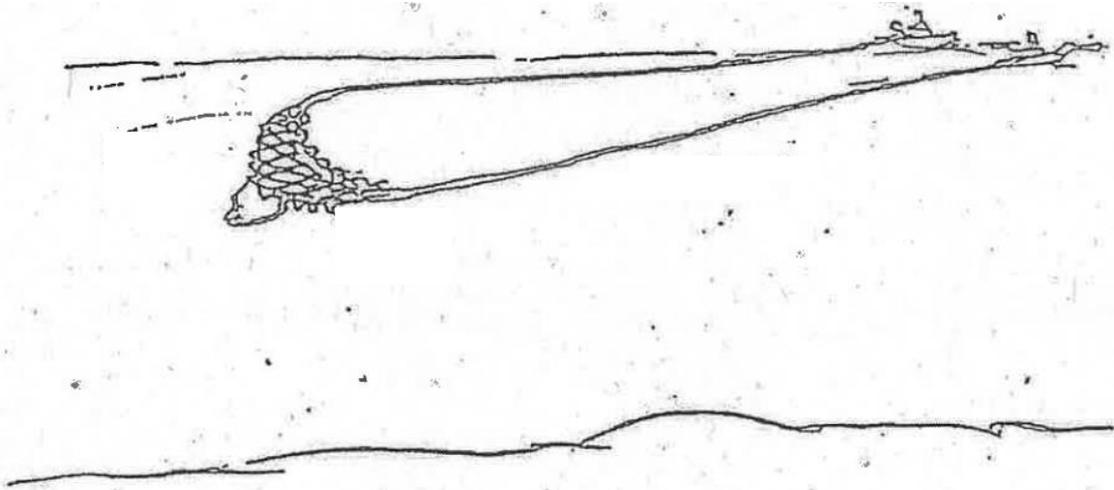
令和 4 年度、令和 5 年度に同漁協に対し、特別採捕許可により試験操業を許可したところ、同漁協より、漁具漁法の改良により収益の見込みがついたため、令和 6 年度以降は許可漁業として漁業者に従事させたい旨、報告があった。

については、現在、船びき網漁業は、「さより船びき網」、「2 そうびきいわし、あじ機船船びき網」、「1 そうびきいわし船びき網」、「わかさぎ機船船びき網」の 4 漁業種類を設置しているが、操業形態が近似している「さより船びき網漁業」においても、「さより」を漁獲の目的として 11 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの漁業時期とする内容であり、「とびうお」を漁獲の目的としていないこと、漁業時期が異なることから、「とびうお船びき網漁業」を新設するもの。

なお、本来、操業区域を分割する漁業ではないが、他地区から着業要望がないこと等から、現時点では本県地先海面全域を操業区域とすることに他地区からの合意が得られておらず、当面の間、着業希望者が所属する漁協の地先海面を操業区域とし、操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者に対する漁業許可とする。

(鳥取県漁協 景山組合長、敦賀副組合長、鳥取県中部地区漁業振興協議会役員会に意見聴取)

【参考】 2 そうびきによる船びき網漁業の漁法図



2 特別採捕許可の内容

- (1) 許可の相手方 赤碕町漁業協同組合
- (2) 適用除外の事項 鳥取県漁業調整規則 第 46 条第 1 項 (遊漁者等の漁具漁法)
- (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量 トビウオ他 数量未定
- (4) 採捕区域 東伯郡北栄町、琴浦町界から 353 度 40 分 (真方位、以下同じ。) の線、西伯郡大山町田中 953-1 番地、956 番地界から 353 度 40 分の線、最大高潮時距岸最大 2,000 メートルの線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- (5) 採捕期間 令和 4 年 6 月 8 日から令和 4 年 7 月 31 日まで
(令和 5 年度は、令和 5 年 5 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで)
- (6) 使用漁具及び漁法 機船船びき網漁業 (網目や漁具の構成は試験の中で検討する)
- (7) 使用船舶 4 隻 (2 か統分)
- (8) 条件 漁業の操業を妨げてはならない。
試験終了後すみやかに、収支決算書、試験操業結果の概要報告書を提出すること。

3 特別採捕許可の結果

(1) 令和4年度

- 採捕区域 赤碕町漁協で管理する第一種共同漁業権の区域内
- 採捕期間 日時：6月19日～7月15日の間の15日間
時間：昼間の操業と夕方の操業を行い、漁獲効率を比較した。
- 使用漁具 さより船曳時の網（改造なし）
⇒網目は2cm、網肩の全長は25メートル、ひき網の全長は片側25メートル
- 漁法 機船船びき網漁業（漁船2隻にそれぞれ1名ずつ乗船して操業）
- 使用船舶 2隻1か統
※ 当初、2か統で予定していたが、1か統がエンジントラブルで対応できなかったため、1か統で調査した。
- 試験結果
 - ・2名でも十分に漁獲可能な漁法であることを確認。
 - ・昼間操業については暑さによる鮮度対策のため、当初予定より短時間での操業となったこと、試験調査のため、色々な場所等で操業を行ったことも理由にはあげられるが、漁獲量は当初計画の半分であった。
 - ・さより網の網目は、角アゴ、小アゴともすり抜けにくいサイズであったが、網目が小さいと操業時の抵抗が大きくなることから、トビウオを目的とするには、もう少し網目を大きくし、操業効率を向上させる必要がある。
 - ・夕方以降の操業では、風が出てきてトビウオが網に入りやすく、昼間操業するより約2倍程度の漁獲が確認できた。
 - ・他の漁法で漁獲したトビウオと比べても大きさは変わらない。また、沖より灘で操業した時の方が単価の高い角アゴの水揚げが多い。
 - ・まき網で漁獲したトビウオに比べると鮮度は落ちるが、刺網よりは鮮度が良い。
- 今後の課題
 - ・事業化するには、漁獲量の向上を図る必要がある。
 - ・トビウオを対象とした操業に適した網目について検討する必要がある。

(2) 令和5年度

- 採捕区域 当漁協で管理する第一種共同漁業権の区域内
- 採捕期間 日時 A（令和4年度に試験した者）：6月12日～7月10日の間の17日間
B：6月15日～7月2日の間の5日間
時間：朝方の操業と昼間の操業を行い、漁獲効率を比較した。
- 使用漁具 さより船曳時の網
⇒網目は2～2.5cm、網肩の全長は25メートル、ひき網の全長は片側25メートル
Aは網目を3.5～4cm程度と大きくし、操業効率の向上を図った。
- 漁法 機船船びき網漁業（漁船2隻にそれぞれ1名ずつ乗船して操業）
- 使用船舶 4隻2か統
- 試験結果
 - ・6月、7月はハマチの値段が高値で推移したため、夜中はハマチ網漁をする日が多く、トビウオ機船船びき網漁は昼間から夕方にかけての1～2時間程度と昨年よりも短時間での漁となったため、漁獲量は当初計画の6割程度となった。
 - ・Bは、サメに網を破られる被害が数回あり、網の修繕の為にトビウオ機船船びき網漁を試験できる日が少なくなった。
 - ・Aは、今年、網目を3.5～4cm程度と大きくし、操業効率が向上したことにより、1度の網入れで1.5倍漁獲量がアップした。
 - ・昨年は、夕方以降の操業の方がより多くの水揚量が見込めたが、ハマチ網漁へ出漁するため漁獲量増の時間帯を逃してしまった。ただハマチ不漁の際でもトビウオ機船船びき網漁を行うことにより、漁労収入は見込める。
 - ・2度ほど早朝5時から操業してみたが、漁獲量は少なく1/5程度であった。
 - ・船上で一人ながらも、できる限り水揚げされたトビウオはデッキからすぐに氷の効いたダンブルに入れるよう心掛け、鮮度に注意を図った。加工職員も今年は昨年よりも鮮度がよかったと評価。
- 今後の課題
 - ・操業の時間帯、曳く網の水深など漁獲量の違いを分析し検討する必要がある。
 - ・今後は、実操業の中での改良を希望。

4 許可案

(1) 許可又は起業の認可の内容等

名称	(新) とびうお船びき網漁業	考え方	(参考)			
			特別採捕許可 (R 4、R 5)	とびうおまき網漁業	さより船びき網漁業 (東部地区)	
制限措置	船舶の総トン数	5 トン以下	さより船びき網漁業に準じる	5 トン以下	10 トン未満	5 トン以下
	推進機関の馬力数	定めなし		ジーゼル 50 ジーゼル 389kW ジーゼル 174kW ジーゼル 174kW	定めなし	定めなし
	操業区域	(着業を希望する者が所属する地先海面：このたびの改正では「赤碕地先」のみ設定)	特別採捕許可の内容を担保	赤碕町漁協で管理する第一種共同漁業権の区域内	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合
	漁業時期	5 月 1 日から 8 月 31 日まで	とびうおまき網漁業に準じる	5 月 30 日から 7 月 31 日まで	5 月 1 日から 8 月 31 日まで	11 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
	漁業を営む者の資格	操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	当面の間、着業希望者が所属する漁協の地先海面を操業区域とし、操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者に対する漁業許可とする	赤碕町漁協(採捕に従事する者：組合員 4 名)	定めなし	西伯郡阿弥陀川以東に漁業根拠地を有する者
	その他提出書類 その他	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書 〔操業区域〕地先海面(ただし、隣接する漁業協同組合(支所)の地先海面において、その同意を得たときはこの限りでない。)		/		
条件	(1) 網目は 2 センチメートル以上でなければならない。 (2) 網肩の全長は 30 メートルを超えてはならない。 (3) ひき網の全長は片側 30 メートルを超えてはならない。 (4) 他種漁業の操業を妨げてはならない。	さより船びき網漁業に準じる	(1) 漁業の操業を妨げてはならない。 (2) 試験終了後すみやかに、収支決算書、試験操業結果の概要報告書を提出すること。	他種漁業の操業を妨げてはならない	(1) 網目は 2 センチメートル以上でなければならない。 (2) 網肩の全長は 30 メートルを超えてはならない。 (3) ひき網の全長は片側 30 メートルを超えてはならない。 (4) 他種漁業の操業を妨げてはならない。	

(2) 許可の有効期間 5 年 (鳥取県漁業調整規則第 16 条第 1 項第 1 号に規定のとおり)

※ 漁業許可を新設する際、漁業調整上の課題を想定し、当面の間、単年許可とすることもあるが、このたびの操業区域内で 2 年の試験操業を行い、特段のトラブルが生じていないこと、許可化に当たり、試験操業を実施した操業区域等の制限措置に変更がないことから規則に規定された許可の有効期間とする。

赤碕町漁協による船びき網によるとびうおの特別採捕結果

1 水揚量、水揚金額等

R 4 (A) (2名で3時間程度 15日操業)

水揚量 (kg)	水揚高 (円)	単価 (円/kg)
2,974	821,000	276

kg/時間/名	kg/日/名	kg/日
33	99	198

R 5 (A) (2名で2時間程度：17日操業)

角アゴ 309ケース×5kg=1,545kg 単価：400円
小アゴ 234ケース×8kg=1,872kg 単価：200円

水揚量 (kg)	水揚高 (円)	単価 (円/kg)
3,417	992,800	291

kg/時間/名	kg/日/名	kg/日
50	101	201

R 5 (B) (2名で2時間程度：5日操業)

角アゴ 40ケース×5kg=200kg 単価：400円
小アゴ 50ケース×8kg=400kg 単価：200円

水揚量 (kg)	水揚高 (円)	単価 (円/kg)
600	160,000	267

kg/時間/名	kg/日/名	kg/日
30	60	120

(参考) 赤碕町漁協 とびうおまき網漁業

【R 3】 (5名で7時間程度 38日操業)

kg/時間/名	kg/日/名	kg/日
18	124	619

【R 4】 (2名で4時間程度 16日操業)

kg/時間/名	kg/日/名	kg/日
35	139	279

2 操業の概要

- (1) 操業水深 水深20mくらいまで
- (2) 操業時間 午後3時開始 午後6～7時頃終了
- (3) 曳網時間 約1時間
- (4) 曳網速力 約3ノット
- (5) 曳網距離 3～4km程度 (実際に曳網した概ねの距離：3ノット1時間だと5.6km)

【操業範囲の目安】

